

新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第19号

新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する等の規則

(新潟県介護保険法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県介護保険法施行細則(平成20年新潟県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
サービスの種類	添付書類	サービスの種類	添付書類
訪問介護	1 (略) 2 訪問介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていることを明らかにした写真 3～5 (略)	訪問介護及び介護予防訪問介護	1 (略) 2 訪問介護又は介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていることを明らかにした写真 3～5 (略)
(略)		(略)	
通所介護	1～3 (略) 4 通所介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていることを明らかにした写真 5～6 (略) 7 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定による老人デイサービスセンター等の設置の届出をしたことを証する書類その他の法第8条第7項に規定する施設であることを証する書類	通所介護及び介護予防通所介護(以下「通所介護等」という。)	1～3 (略) 4 通所介護又は介護予防通所介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていることを明らかにした写真 5～6 (略) 7 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定による老人デイサービスセンター等の設置の届出をしたことを証する書類その他の法第8条第7項又は第8条の2第7項に規定する施設であることを証する書類
(略)		(略)	
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護(以下「短期入所生活介護等」という。)	1～8 (略) 9 老人福祉法の規定による老人短期入所施設等の設置の届出をしたことを証する書類その他の法第8条第9項又は第8条の2第7項に規定する施設であることを証する書類	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護(以下「短期入所生活介護等」という。)	1～8 (略) 9 老人福祉法の規定による老人短期入所施設等の設置の届出をしたことを証する書類その他の法第8条第9項又は第8条の2第9項に規定する施設であることを証する書類
(略)		(略)	
特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護(以下「特定施設入居者生活介	1～9 (略) 10 老人福祉法の規定による有料老人ホームの設置の届出をしたことを証する書類その他の法第8条第11項又は第8条の2第9項に規定	特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護(以下「特定施	1～9 (略) 10 老人福祉法の規定による有料老人ホームの設置の届出をしたことを証する書類その他の法第8条第11項又は第8条の2第11項に規定

護等」という。)	する特定施設であることを証する書類
(略)	
別表第2 (第4条関係)	
変更事項	添付書類
(略)	
事業所の構造概要及び平面図並びに設備及び備品の概要	1 (略) 2 <u>通所介護</u> 、通所リハビリテーション等、短期入所生活介護等、短期入所療養介護等及び特定施設入居者生活介護等に係る事業に係る変更にあつては、事業を行う区画の求積図及び敷地周囲の見取図
	3～5 (略)
(略)	

護等」という。)	する特定施設であることを証する書類
(略)	
別表第2 (第4条関係)	
変更事項	添付書類
(略)	
事業所の構造概要及び平面図並びに設備及び備品の概要	1 (略) 2 <u>通所介護等</u> 、通所リハビリテーション等、短期入所生活介護等、短期入所療養介護等及び特定施設入居者生活介護等に係る事業に係る変更にあつては、事業を行う区画の求積図及び敷地周囲の見取図
	3～5 (略)
(略)	

(新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則(平成19年新潟県規則第91号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																								
(別表6の項第2号の一体的に運営しようとする場合)	(別表6の項第2号の一体的に運営しようとする場合)																								
第2条 条例別表6の項第2号に規定する一体的に運営しようとする場合は、指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービス事業と、次の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業を一体的に運営しようとする場合とする。	第2条 条例別表6の項第2号に規定する一体的に運営しようとする場合は、指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービス事業と、次の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業を一体的に運営しようとする場合とする。																								
<table border="1"> <tr> <td>介護予防サービスの種類</td> <td>居宅サービスの種類</td> </tr> <tr> <td>介護予防訪問入浴介護</td> <td>訪問入浴介護</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護予防居宅療養管理指導</td> <td>居宅療養管理指導</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	介護予防サービスの種類	居宅サービスの種類	介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護	(略)		介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	(略)		<table border="1"> <tr> <td>介護予防サービスの種類</td> <td>居宅サービスの種類</td> </tr> <tr> <td><u>介護予防訪問介護</u></td> <td><u>訪問介護</u></td> </tr> <tr> <td>介護予防訪問入浴介護</td> <td>訪問入浴介護</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護予防居宅療養管理指導</td> <td>居宅療養管理指導</td> </tr> <tr> <td><u>介護予防通所介護</u></td> <td><u>通所介護</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	介護予防サービスの種類	居宅サービスの種類	<u>介護予防訪問介護</u>	<u>訪問介護</u>	介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護	(略)		介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	<u>介護予防通所介護</u>	<u>通所介護</u>	(略)	
介護予防サービスの種類	居宅サービスの種類																								
介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護																								
(略)																									
介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導																								
(略)																									
介護予防サービスの種類	居宅サービスの種類																								
<u>介護予防訪問介護</u>	<u>訪問介護</u>																								
介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護																								
(略)																									
介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導																								
<u>介護予防通所介護</u>	<u>通所介護</u>																								
(略)																									
(別表備考の一体的に提供している場合)	(別表備考の一体的に提供している場合)																								
第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいずれかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。	第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいずれかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。																								
(1) 訪問介護、夜間対応型訪問介護又は定期巡回	(1) 訪問介護、 <u>介護予防訪問介護</u> 、夜間対応型訪																								

<p>・随時対応型訪問介護看護のうちいずれか2以上の介護サービス</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護又は療養通所介護のうちいずれか2以上の介護サービス</p> <p>(6)～(14) (略)</p>	<p>問介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうちいずれか2以上の介護サービス</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 通所介護、認知症対応型通所介護、<u>介護予防通所介護</u>、介護予防認知症対応型通所介護又は療養通所介護のうちいずれか2以上の介護サービス</p> <p>(6)～(14) (略)</p>
--	---

(新潟県生活保護法施行細則の一部改正)

第3条 新潟県生活保護法施行細則（昭和53年新潟県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第43号様式（その2）を次のように改める。

第43号様式（その2）（第17条関係）

生活保護法指定介護機関指定申請書（介護予防サービス）

名 称	(フリガナ)		医療機関コード																		
所在地	〒 ー																				
連絡先	電話番号					FAX番号															
開設者の氏名、生 年月日、住所 (法人の場合は、 「氏名(名称)」欄 に法人の名称及び 代表者の職・氏名 を記載し、「住所 (所在地)」欄に 主たる事務所の所 在地を記載)	氏名(名称)	(フリガナ)																			
	生年月日	年 月 日																			
	住所(所在地)	〒 ー																			
管理者の氏名、生 年月日及び住所	氏名	(フリガナ)					生年月日	年 月 日													
	住所	〒 ー																			
施設又は実施する事業の種類	事業等 開始 (予定) 年月日	既指定 の年月 日	介護保険法の指定を受けている事業等																		
			指定等年月日	介護保険事業者番号																	
居宅	介護予防訪問介護																				
	介護予防訪問入浴 介護																				
	介護予防訪問看護																				
	介護予防訪問リハ ビリテーション																				
	介護予防居宅療養 管理指導																				
	介護予防通所介護																				
サー	介護予防通所リハ ビリテーション																				
	介護予防短期入所 生活介護																				
ビス	介護予防短期入所 療養介護																				
	介護予防認知症対 応型共同生活介護																				
	介護予防特定施設 入居者生活介護																				
	介護予防認知症対 応型通所介護																				
	介護予防小規模多 機能型居宅介護																				
	介護予防福祉用具 貸与																				

	特定介護予防福祉用具販売																		
介護予防・日常生活支援	第1号訪問事業																		
	第1号通所事業																		
	第1号生活支援事業																		
介護予防支援（地域包括支援センター）																			
職員配置の状況		別紙に記載のこと																	
利用定員等																			
サービス費用算定基準額以外に必要な利用料の額																			

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

新潟県知事 様

〒

住所

申請者

氏名

TEL ()

㊞

(新潟県老人福祉法施行細則の一部改正)

第4条 新潟県老人福祉法施行細則(平成5年新潟県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第7号様式(第8条関係) 養護老人ホーム等設置届 (略) 添付書類 1～3 (略) 4 特別養護老人ホームを設置しようとする場合は、次の書類 (1) <u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第7条(同令第59条において準用する場合を含む。)</u>又は第34条(同令第63条において準用する場合を含む。)に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程 (2)・(3) (略) (4) <u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第27条第1項(同令第42条、第59条又は第63条において準用する場合を含む。)</u>に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(同令第27条第2項(同令第42条、第59条又は第63条において準用する場合を含む。))に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を明らかにする書類</p> <p>第8号様式(第9条関係) 養護老人ホーム等設置認可申請書 (略) 添付書類 1～4 (略) 5 特別養護老人ホームを設置しようとする場合は、次の書類 (1) <u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第7条(同令第59条において準用する場合を含む。)</u>又は第34条(同令第63条において準用する場合を含む。)に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程 (2)・(3) (略) (4) <u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第27条第1項(同令第42条、第59条又は第63条において準用する場合を含む。)</u>に規定する協力病院の名称及び診療科</p>	<p>第7号様式(第8条関係) 養護老人ホーム等設置届 (略) 添付書類 1～3 (略) 4 特別養護老人ホームを設置しようとする場合は、次の書類 (1) <u>新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第66号)第8条(同条例第50条において準用する場合を含む。)</u>又は第36条(同条例第54条において準用する場合を含む。)に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程 (2)・(3) (略) (4) <u>新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第28条第1項(同条例第44条、第50条又は第54条において準用する場合を含む。)</u>に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(同条例第28条第2項(同条例第44条、第50条又は第54条において準用する場合を含む。))に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を明らかにする書類</p> <p>第8号様式(第9条関係) 養護老人ホーム等設置認可申請書 (略) 添付書類 1～4 (略) 5 特別養護老人ホームを設置しようとする場合は、次の書類 (1) <u>新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第8条(同条例第50条において準用する場合を含む。)</u>又は第36条(同条例第54条において準用する場合を含む。)に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程 (2)・(3) (略) (4) <u>新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第28条第1項(同条例第44条、第50条又は第54条において準用する場合を含む。)</u>に規定する協力病</p>

名並びに当該協力病院との契約の内容（同令第27条第2項（同令第42条、第59条又は第63条）において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。）を明らかにする書類

院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（同条例第28条第2項（同条例第44条、第50条又は第54条）において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。）を明らかにする書類

（新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則等の廃止）

第5条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第55号）
- (2) 新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第56号）
- (3) 新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第57号）
- (4) 新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第58号）
- (5) 新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第59号）
- (6) 新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第60号）
- (7) 新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第61号）
- (8) 新潟県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第62号）
- (9) 新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第72号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（介護予防訪問介護に関する経過措置）
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護については、整備法附則第14条第2項に定める日までの間は、第1条の規定による改正前の新潟県介護保険法施行細則（以下「旧介護保険法施行細則」という。）及び第2条の規定による改正前の新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則（以下「旧介護保険法関係手数料条例施行規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。
（介護予防通所介護に関する経過措置）
- 3 整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護については、整備法附則第14条第2項に定める日までの間は、旧介護保険法施行細則及び旧介護保険法関係手数料条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。